

新型コロナウイルス感染症の影響により日本に入国が困難な学生の
メールによる入学金・授業料申請の書類提出について

新型コロナウイルス感染症の影響により申請書類の提出期間中に日本に入国できない場合は、メールにより申請書類を受付しますので、以下の手順で行ってください。

なお、申請手続きについては以下の本学 WEB サイトに掲載する「申請のしおり」を確認し、1次申請(申請システム入力)及び2次申請(書類提出)の両方を必ず行ってください。

また、入学金免除(徴収猶予)は、入学手続き時に「入学金免除(徴収猶予)に関する事前申請書」を提出している方のみ申請が可能です

<https://www.kyushu-u.ac.jp/ja/education/fees/exempt01/>

2次申請について

1. 担当係にメールに必要書類を添付して送付

- ・担当係については「免除のしおり」27 ページをご覧ください。
- ・メールタイトルは、「渡日不可による授業料(入学金)免除申請」とし、本文には所属学部・学府、学生番号、氏名を記入してください。
- ・期限を過ぎて提出された場合は受付できません。
- ・送信アドレスの誤入力等で、担当窓口へメールが届かなかった場合は受付できません。送信後にエラーメール等が届いていないか各自で確認をしてください。
- ・送信前に提出書類に不備がないか確認してください。
- ・一部の書類が提出期限に間に合わない場合は、メールでお知らせください。

【提出期間】

新入生(令和4年4月入学者)

4月4日～4月15日

2. 受領確認

・申請書類の到着後又は2次申請の期限後に、担当係から受領メールが送付されますので確認してください。受領メールが4月22日までに届かない場合は、担当係へメールでご連絡ください。

電話による受領確認はお受けできません。

・提出書類に不備等がある場合は、担当係から連絡いたします。指示に従って書類の修正・再提出を行ってください。